## Q&A ご質問と回答 中小企業海外展開支援事業~基礎調査、案件化調査及び普及・実証事業~

項目	No	Q	A
本事業全般			
		基礎調査、案件化調査は、ODAの	出口の1つが普及・実証事業ですが、技術協力、資金協
化		連携、案件化を目指すものと考え	カ、民間連携ボランティア等、様々な ODA との連携も想
		ますが、普及・実証事業につなげ	定します。また、提案企業のビジネス展開により途上国
		ることを指すのですか。	の開発に寄与することを目指していく視点も有していま
			す。
制度活用	2	【普及・実証事業】	基礎調査、案件化調査を経ずに、普及・実証事業へ応募
	_	普及・実証事業が3つ(基礎、案	することは可能です。また SDGs ビジネス調査(旧: BOP
		件化、普及・実証)のスキームで	ビジネス連携調査)から普及・実証事業に進んだ事例も
		ステップアップしていくことが	あります。
		想定されます。BOP など他のスキ	
		ームからも普及・実証事業に進む	
		ことができますか。	
契約締結	3	【普及・実証事業】	普及・実証事業契約締結の前提として、先方政府との協
201311111		「契約締結、事業開始 2018年2	議議事録(M/M)締結を必要としており、採択後、一定の
		月以降」とありますが、採択され	時間が必要となります。今回の募集については、2017年
		た法人が必要書類を 1 月初旬~	12 月に採択を予定しているため、1 月中の契約締結は現
		中旬に提出の場合、契約締結は1	実的には難しいと考えます。
		月となる可能性もありますか。	
地元経	4	地元経済・地域活性化の実績がな	実績がない場合、今後の見込みや想定を記載してくださ
済・地域		いのですが、どのようなことを書	い。
活性化		けばよいですか。	
対象国	5	前回の公示では対象外であった	募集要項の「第 4 事業の内容」にある各国事業実施上
		バングラデシュが今回は含まれ	の留意点を参照ください。
		ているため、対象国として考えて	具体的な制限についてはその時々の安全状況によって変
		いますが、何か留意点はあります	化するため、調査計画通りのスケジュールでの調査が実
		か。	施できない可能性もあります。余裕を持ったスケジュー
			ルでの調査計画策定をお願いします。
対象国	6	中国は対象国ですか。	対象国ですが、中国に対する ODA は、日本国民の生活に
			直接影響する越境公害、感染症、食品の安全等協力の必
			要性が真に認められる分野でごく限られたものを実施し
			ています。
対象国	7	ロシアは対象国ですか。	対象外です。
145	0		
対象国	8	モルドバ共和国は対象国ですか。	対象国です。但し、現地 JICA 事務所はありませんので、
市共和本	0		ご留意ください。
事前調査	9	外部人材コンサルタントが応募	事前調査として企画書に記載いただけます。
		対象国に現地事務所を有して居	
		り、その現地事務所職員(外部人	
		材コンサルタント検討者)を通じる。 担究事業調本の対象したこと	
		て、提案事業調査の対象となる各機関へのトスリング、現場確認等	
		機関へのヒアリング、現場確認等	
		を行った場合は、事前の現地調査	
协能能击	10	となるのでしょうか。	心亜をリキサ/
協議議事	10	【普及・実証事業】 カウンターパート、JICA、当社間	必要ありません。
録			
		の3者間協議議事録(M/M)に、 契約全額(内記を含む)を記載す	
		契約金額(内訳を含む)を記載する必要はないですか	
		る必要はないですか。	

協議議事	11	【普及・実証事業】	普及・実証事業の前提となる協議議事録(M/M)は、採
绿		協議議事録(M/M)は、企画書	択後に提案法人、先方政府、JICAの3者間で締結するも
27		の審査で採択後に貴機構との契	のを有効としています。
		約前に提出するものと理解して	o e ame o e o o o
		おりますが、可能であれば、応募	
		おりよりが、可能であれば、心勢   時に提出することも可能ですか。	
		時に促出することも可能ですが。   また、事業実施国政府関係機関と	
		弊社との 2 者間での協議が有効	
14k 11 0 =r	10	となりますか。	
機材の所	12	【普及・実証事業】	JICA との業務委託契約の枠外での販売は特に妨げませ
有権		先方政府とビジネスの話が進み	ん。その際の販売額も JICA との業務委託契約に従う必要
		成約に至った場合、機材を販売し	は特にありません。
		てもよいですか。その際は JICA	
		との業務委託契約に記載ある利	
		益控除された金額で売る必要が	
		ありますか。	
提出書類			
会社概要	13	当社では、「会社(団体)概要」	「会社(団体)概要」を記した資料を作成し、ご提出く
		を示す既存のパンフレット等を	ださい。旧のコピーでも構いません。
		準備していませんがそのような	
		場合はどうすればよいのでしょ	
		うか。	
企画書	14	カウンターパートとの協議が進	カウンターパートとの間の合意等は特段 JICA として求
		み、Letter of Intent なども取	めていませんが、企画書上に記載いただく等は可能です。
		得できそうですが、企画書では、	
		既定の別添資料以外は審査の対	
		象とならない、とあります。	
		Letter of Intent を企画書の中	
		に PDF でペーストすれば審査の	
		対象となりますか。	
企画書	15		無償資金協力事業等の ODA 案件が含まれます。
		の事業(調査)」には、無償協力	
		事業等の ODA 案件は含まれます	
		か。	
企画書	16	企画書における「本項目は、…」	野線部分、青字部分は記載事項に関する解説や留意事項   12 mm   12 mm
		等の罫線で囲まれた指示文記載	を記載しておりますので、提案企業に記載いただく箇所
		箇所には、何か記載する必要があ	ではありません。
-m	<u> </u>	りますか。	
		♪野、期間・実施体制・人材配置等) 「【***** 中芸恵**】	
分野	17	【普及・実証事業】	対象分野の絞り込みに留意はいただきたいですが、結果
		様式 3、企画書、企画書要約の、	として複数分野となることは支障ありません。
		2. 対象分野に、「※最も親和性の	
		高い分野を一つ選択してくださ	
		い・・・」とありますが、別添資	
		料 3、よくある質問の 26 番(事	
		業分野について)には「複数分野	
		にまたがる提案事業の内容が、対	
		象国の重要課題の解決に寄与す	
		るのであれば・・・一分野に絞る	
		必要はありません。」となってい	
		ます。一分野だけか、複数分野で	
		も可能ですか。	

니수미니土	10		ル <del>まなしる22世日より如しせしまる。</del>   1.1.
外部人材	18	【普及・実証事業】	当該商社の従業員を外部人材とすることは、原則として
		商社に勤務する従業員を外部人	可能です。但し、複数社から見積書を取り付ける等、輸
		│材として活用することを想定し	送業者選定の経緯について、説明責任を果たすことが条
		ています。普及・実証事業で購入	件となります。
		する機材の輸送を当該商社が受	
		注する場合は、「外部人材として	
		認められない例」にあたります	
		か。	
外部人材	19	【普及・実証事業】	業務の難易度を勘案し、2~3号を目途としております。
) I H > (1/)	'	普及・実証事業の応募を考えてい	「未初の知例及と聞来し、こ 5 引き自述として10 7 6 7 8
		るが、格付難易度については、業	
		務主任者は 2~3 号を目途と理解	
		してよいですか。	
外部人材	20	2017 年度格付けと基準月額表で	企画書に記載ある事業目的を達成するための必要最低限
		3号 13年以上 910,000円とあ	の投入であれば、計上可能です。
		りますが、同格付けの外部人材を	
		2 名配置する予定です。(チーフ	
		   アドバイザー、技術責任者)2名	
		配置しても問題ないですか。	
外部人材	21	「外部人材」はコンサル会社関係	   外部人材はコンサルタント以外に、他企業の技術者、金
71 457 (13		者を意味するのですか。提案法人	融機関、中小企業診断士、大学教員、地方公共団体や NPO
		がすべて完結できる場合、「外部	職員、個人等、提案企業以外の法人、個人を指します。
		人材」を招かなくても良いです	機会、個人等、旋桨正米の片の広人、個人を指しより。     提案法人で完結できる場合は、外部人材の配置は必須で
		か。また、外部人材を招く場合で	はありません。また、大学教員やコンサルタント会社以
		も、大学の先生やコンサルタント	外の有識者の配置も可能ですが、調査実施に必要な人員
		社以外の有識者を招くことはで	│が過不足ないかは契約交渉の場で確認させていただきま │ │ _
		きますか。	す。
外部人材	22	外部人材として個人事務所を営	経理処理(積算)ガイドライン 12 頁記載の通り、個人で
		むコンサルタントは可能ですか。	も可能です。ただし、外部人材のその他原価、一般管理
			費の経費率は所属分類により異なるため、当該外部人材
			が法人として契約するのか個人事業主として契約するの
			かを契約交渉にて確認させていただきます。
外部人材	23	セキュリティガードの費用は、見	│セキュリティガードの傭上費の計上はできますが、案件 │
		積金額に計上する必要がありま	採択後の契約交渉時にその必要性について説明いただく
		すか。	必要があります。
外部人材	24	「外国籍の方も業務従事者、外部	可能です。但し、経理処理(積算)ガイドライン 10 頁の
		人材の対象となる」とあります	表に記載の「外部人材向け基準月額」は、あくまで上限
		が、応募対象国に外部人材コンサ	金額ですので、見積書をとるなど当該国のコンサルタン
		ルタントの現地事務所があり、そ	並設ですめて、光候音でこるなど当該自のコンプルグン
		の現地事務所の職員を外部人材	「これ」の名物を確認し、過止なが即入れ程質を昇出す
		としてアサインする事は可能で	ることが、経済任の面で推失さればす。
원 수요 I 구구	0.5	すか。	十八十名田加田(建筑) ギノドラノン クェクロ「ビガー
外部人材	25	外部人材所属法人の役員が、社外	本件は経理処理(積算)ガイドライン9頁の図「外部人
		取締役(非常勤)として提案法人	材として認められない例」で示している「役員等の兼務」
		の役員を兼任しているが、資本関	にあたる可能性がありますので、関連法令の条文を踏ま
		係はなく、両会社間の商取引もほ	えて「実質的支配関係にないこと」を書面により案件採
		とんどない場合、実質的支配関係	択後にご説明いただき、その後契約交渉の場で協議をさ
		にはないと理解されると考えて	せていただきます。
		よいですか。または、実質的支配	ちなみに、「支配関係」の定義にかかる関連法令の一例と
		関係にはない場合でも役員を兼	しては次があります。
		任している場合は、当該役員は外	・会社法(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)第
		部人材とはできないという取り	二条三号及び四号、会社法施行規則(平成十八年二月七
		扱いはありますか。	日法務省令第十二号)第三条
			・法人税法(昭和四十年三月三十一日法律第三十四号)
	I	1	

			第二条十二の七の五
外部人材	26	コンサルタントは外部人材として計上するのですか。	JICA との業務委託契約の中で直接人件費を計上するのであれば、外部人材としてください。計上しないのであれば、補強として参加することも可能です。
外部人材	27	JICA との業務委託契約締結前に、外部人材と契約書を交わしておく必要がありますか?また、外部人材との契約書を JICA に提出する必要がありますか。	JICA との業務委託契約履行期間内のみの業務を外部人材に委託する場合は、JICA との業務委託契約締結後に同契約内容を踏まえ、外部人材と契約書を交わしてください。外部人材との契約書は、外部人材の人件費の精算の際に証拠書類として必要ですので、その際に外部人材との契約書の写しを JICA に提出ください。
外部人材	28	「チーフアドバイザー/000 0」の名称記載に際して、外部人 材の業務内容が「機器の使用トレーニング」、「機器の設置」、「現地 における御客との折衝」「現地政府との対応」 etc.、と従事する 仕事の内容が異なる場合、どの様に明記すれば宜しいでしょうか?又は、「チーフアドバイザー/ 外部人材」と明記すれば良いですか。	募集要項でいうチーフアドバイザーの位置づけは、①専門的知見を有する「外部人材」として配置されている②外部人材から1名をチーフアドバイザーに指名するとの観点から、かならず「チーフアドバイザー/(専門分野)」を明記願います。 業務経験年数や業務内容を勘案し、[2017年度格付と基準月額表]に沿って格付を提案願います。
外部人材	29	外部人材の配置は何人まで認め られますか。外部人材の経費の上 限はありますか。	外部人材の配置総数・経費に制限はありませんが提案法 人配置総数とのバランスも勘案する必要があります。
外部人材	30	外部人材でコンサルタント会社を一人で設立・運営している場合、「その他原価及び一般管理費等の経費率(各々上限)」における[上記以外の法人(B)]が適用され、その他原価75%、一般管理費等40%で計算してよいですか。	1名での運営であっても、法人としての登録があれば、 経理処理(積算)ガイドライン p. 12 「表3」の区分で いう「個人(c)」ではなく「コンサルティング企業(a)」 または「上記以外の法人(b)」としての計上が可能です。 ((a)か(b)かは、同表記載の定義により区別されます。) ただし、会社組織としての経費を計上する以上は、会社 として従事者を支援する体制をとれることを前提としま す。
業務従事 者	31	提案法人外の会社で働く A 社員が、その所属する会社とは関係なく、個人的に提案法人要員として参加する場合は、「外部人材」ではなく「補強」の扱いとなるのでしょうか? その場合の日当、飛行機の Class 等級はどうなるのでしょうか。	A 社員の所属会社が兼業を認めていることが前提となりますが、個人資格で参加することは可能です。補強又は外部人材とするかは提案法人の判断となりますが、外部かつ機材等の優先契約がないことが前提となります。補強における日当、宿泊料、航空券の取扱いは、提案法人の社員と同様の取扱いとなります。
業務従事 者	32	同一人物を提案事業者が異なる 二つの企画書において外部人材 あるいは主任技術者として重複 配置することは認められますか。	重複登用・配置は、認められますが同時期に重複配置が 生じないよう配置計画に留意願います。併せて、業務過 多や派遣頻度等配置計画にも留意願います。
業務従事 者	33	日本以外の国籍の人材も業務従事者とすることができますか。	可能です。但し、業務主任者、チーフアドバイザーの場合は、報告書作成能力など、高い日本語能力があることが前提となります。
業務従事 者	34	中小企業と国の研究機関との技術融合で、途上国へのイノベーションを想定した案件を考えていますが、国の研究機関はどういう立場になりえるのでしょうか。外部人材になりますか。	当該研究機関の同意を前提に、外部人材、もしくは補強 になり得ます。補強の場合は提案法人の中に入り、直接 人件費としては計上の対象になりません。

	1		
業務従事 者	35	複数名のチーフアドバイザーを 業務従事者として提案できますか。	提案できません。チーフアドバイザーは1名のみです。
業務従事 者	36	業務従事者名簿において、企業社内人員の場合でも、学歴には学校名を記載しなければならないのですか。専門学校卒・大学卒・大学院卒の区分で経費が変わるのであれば、区分のみとし学校名までは社内個人情報流出規定により最低限の流出に留めたいと考えています。	JICAとして記載内容確認の可能性を確保する観点から、 提案時提出書類には記載をお願いします。 ただし、御要望あらば、ある程度多数(不特定ではなく とも)の目に触れる契約書においては学校名を記載しな いことも可能です。
業務従事 者	37	2017 年度格付と基準月額表の標準業務経験年数について、X さんは 10 年 A 社で、5 年は B 社で働いた場合、単純に 15 年の経験年数となるのでしょうか? それとも今回申請する製品に対しての経験年数でしょうか。	業務経験年数の通算合計で積算可能です。本件事例の場合はび A 社 10 年及び B 社 5 年の 15 年で提案願ます。
業務従事 者	38	「経理処理(積算)ガイドライン」 10 頁、(ア) 直接人件費単価の 設定の表 2 「2017 年度 格付と 基準月額表」に記載の「標準業務 経験年数」に達しない場合は、「業 務の内容・難易度」に応じた格付 にはできないのですか?例えば、 「標準業務経験年数」が 13 年に 満たない業務従事者を 3 号には できないのでしょうか。	経理処理(積算)ガイドラインに記載のとおり、原則としては「標準業務経験年数」に達しない業務従事者を上位格付することはできません。
業務従事 者	39	業務格付けと基準月額の説明に ついて、上限という表現がありま す、上限より低く設定することは 問題ないですか。	あくまで上限設定であるため、上限内の任意の額で設定 することは可能です。
事業内容	40	【普及・実証事業】 サービス業の海外展開を中小企業支援スキームで行いたいがその際、ノウハウ移転型、ライセンスフィー方式での事業は認められますか。	提案いただくことは可能です。
事業内容	41	【普及・実証事業】 複雑化した課題への対応や大規模/高度な製品を導入する場合等は、上限1億5000万円との事であるが、具体的にはどの様な場合が該当するか。「複雑化した課題」とは。「大規模」とは。「高度な製品の導入」とはどの様なものか教示願います。	開発課題が複数分野に及ぶ場合、普及・実証事業の対象 範囲が広範囲又は複数のサイト等に及ぶ場合、医療機器 や観測・分析精密機器、システム等を駆使した場合等が これらに当たります。
事業内容	42	【普及・実証事業】 提案製品・技術に COCOM に抵触する技術が含まれている可能性がある場合、現地対象国用に仕様変更をすれば、本事業の機材対象となりますか。	輸出規制関連令(安全保障輸出管理による規制、外為法等)に抵触するものは不可です。 その仕様変更により製造販売実績が全くない物品となる 場合は本事業の対象とはなりません。一方、実績ある製 品・技術の現地適性化(「カスタマイズ」) レベルであれ ば、対象となります。

			そのレベルについては、提案を踏まえ、契約交渉等にお
			でのレベルについては、旋来を聞よれ、天が又少等にお
資格要件•			
大学連携	43	大学とコンソーシアムを組んで	大学は本事業の参加資格外であるため、共同企業体の構
		の応募は可能ですか?また、大学	成員とはなり得ません。ただし、大学関係者を外部人材
		研究者の人件費の計上は可能で	として活用することは可能です。
並みを加	4.4	すか。	· 公西 + 八 + 4 /
競争参加 資格	44	競争参加資格申請は必要ないの	必要ありません。
_ <del>具位</del> 資格要件	45	としょうが。   提案企業は中小企業ですが、発行	   みなし大企業にあたりますので、提案企業として応募い
貝们女门	40	済株式の総数又は出資金額の	かなし人正来にめたりよりので、従来正来として心暴い   ただくことはできません。
		100%を別の中小企業が所有して	
		います。この別の中小企業は大企	
		業の支配下にある場合応募は可	
		一能でしょうか。	
重複応募	46	【普及・実証事業】	
<b>1</b> 12.70 33		現在、来年3月末までの予定で案	査実施中でも応募は可能です。ただし、契約期間の重複
		件化調査を実施中ですが継続し	は認められません。
		て普及・実証事業に応募できます	
		か。応募期間に制限があります	
		か。	
重複応募	47	【基礎調査/案件化調査】	同一の法人が2つの案件を基礎調査と案件化調査に提案
		当社では提案製品・技術や国が異	する場合、募集要項説明会別添資料「よくある質問」
		なる2つの案件をそれぞれ基礎	No. 10、ならびに募集要領 P. 4「(2) 本制度の対象外と
		調査、案件化調査で提案を検討し	なる提案」に記載の通り、提案製品・技術や国が異なっ
		ています。ただし、よくある質問	ていても重複応募と判断し、いずれの提案も無効となり
		No. 10. 、及び募集要項 P. 4 の「(2)	ますのでご注意ください。
		本制度の対象外となる提案」を読	なお、事前の電話でのご質問は、「B 社(応募主体)+A
		むと、同時期に応募すると両方と	社(外部人材)」と「C社(応募主体)+A社(外部人材)」
		も無効扱いになる、と読み取れま	が、異なる製品や国の提案を基礎調査と案件化調査に分
		す。ただし、公示前に国内事業部	けて提案することが可能かとの質問と理解しておりまし
		中小企業支援調査課に電話にて	た。この場合、重複応募とは見なしません。
		問い合わせた際には「事業内容及	募集要項の記載事項が正となりますことご理解くださ
		び国が異なるで、かつ基礎調査と	い。
		案件化調査にそれぞれ出す分に	
		は妨げない」というフィードバッ	
		クを頂いていた。当社としては公	
		示前に回答頂いた内容を前提に   準備を進めていた中で、募集要項	
		华畑を進めていた中で、券条安琪   の左記の記述によると、どちらか	
		一方しか出せないように見える	
		一方しか面とないように見える一が、どちらが正しいのでしょう	
		か?また、合わせてこのような認	
		識のギャップが生じた要因につ	
		職のすべうプが主じた要因にう	
		ただきたい。	
重複応募	48	中小企業海外展開支援事業以外	   可能です。ただし同時期に人員の重複配置が生じないよ
<b>二 汉心</b> が	.5	の JICA 事業(例えば民間連携部	一う配置計画に留意願います。
		の SDGs ビジネス調査等)の応募	
		は可能ですか。	
重複応募	49	提案企業が重複応募できないこ	- │可能です。ただし同時期に人員の重複配置が生じないよ
		とは分かりましたが、外部人材	う配置計画に留意願います。
		(コンサルタント)は可能です	
		か。	
	<u> </u>	<i>™</i> 0	

重複応募	50	内容の異なる事業についてであれば、同一の提案法人が、今回の 案件化調査に重複して応募する ことは認められるとの理解でよ	応募いただくことはできません。
		いですか。	
共同企業 体	51	│複数企業による応募は可能です │か。	共同企業体として応募可能です。
調査実施国	・調査実	<b>ミ施国政府関係機関関連</b>	
調査実施 国政府関 係機関	52	【基礎調査/案件化調査】 公的機関のカウンターパート候 補が必須ですか。	案件化調査はカウンターパート候補を想定する必要があります。基礎調査に関しては(ビジネスの相手先として)官公需、または民需などいろいろなパターンが考えられる。カウンターパート候補は、必要はないが、もし官公需があるなら想定されておいた方が良いです。
調査実施 国政府関 係機関	53	【普及・実証事業】 e-Learningの案件として事業実施国内の国公立大学をカウンターパート機関とした場合、日本書類または運用時に何らかの関与が必要になるか。同様に、医療国内の国公立病院をカウンターパート機関とした場合、日本でいう厚労省の合意了承を示す書類をでいまたは運用時に何らかの関与が必要になるか。	各国ごとに法律等によって中央政府機関の関与の程度が 異なりますのでカウンターパートに確認願います。なお、 カウンターパートには、機材関税等の減免対応、必要な 予算の確保や当該国での便宜供与等が求められます。
調査実施国政機関	54	【普及・実証事業】 評価項目として「カウンターパートの協力の度合い」で具体的な事例はありますか。 カウンターパートは、実証地の提供や実証への協力はもとより、セミナー開催がある一方、カウンターパートに調整委員会など設置を考えているが、他にどのような事例があるか教示ください。	募集要項別添資料の協議議事録 (M/M) を参照願います。 カウンターパートにどのような役割を担って頂くか、そ の内容が明確になっているか、積極的にその任に当たる 姿勢が有るがなどにつき、問われます。 これは該当国、分野、製品によって異なるので定型のも のではありません。普及セミナーの他に関係機関の協 カ・連携の度合い、課題ニーズに対する的確な啓発も重 要と考えます。
調査実施 国政府関 係機関	55	【普及・実証事業】 国公立病院と協議議事録(M/M) を取り交わし、「病院は自治を持っているため、関連する政府機関 に相談することなくプロジェク トの実施を円滑に行うことがで きる」と予定しています。この様 な M/M を取り交わしたとしても 上級官庁の関与が必要ですか。	国公立病院に外国機関との契約締結や関税等の減免の権限やカウンターパート負担分の予算確保、各活動における便宜供与が行えるか否か確認願います。これらが支障なく行えるのであれば問題有りません。
経費関連			
銀行保証	56	銀行等または保証事業会社の「保証書」内容に関し、ご教示願います。	金融機関(銀行、信用金庫等)及び保証事業会社(業界 団体等)が独自に取扱っておりますので詳細は当該機関 にお問合せ願います。
製造原価	57	【普及・実証事業】 機材は原価の支払いのみとの理解で良いですか。	原則は、損益計算書(P/L)を用いた利益控除方式で、自社製の機材費を算出します。詳しくは経理処理(積算)ガイドラインの15~16頁を参照願います。

機材据付	58	【普及・実証事業】 他社機材の調達・据え付けに関して、調達先の業者が設置する場合、その経費を機材費として計上するのか、または直接経費になるのでしょうか。	(機材調達と据え付けが) 同時であれば、機材費での計上が可能です。状況により異なりますので、詳細は契約交渉時に確認させて頂いた上での対応となります。
見積金額内訳書	59	関係様式に「見積金額内訳書(年度毎内訳)」がありますが、これは企画書を提出する段階で必要でしょうか。	企画書提出時に提出願います。
見積根拠 資料	60	見積根拠資料は、精算時には必須 ですが、提案時にも必須でしょう か。	企画書提出の際に見積根拠資料を提出いただく必要はありません。 ただし、見積書は根拠資料に基づき作成されるため、その提出時点では提案法人が根拠資料を取得済みであると想定します。そして、採択後の契約交渉段階では、見積計上価格の妥当性を確認するための資料として、その根拠資料の提示をお願いしております。 なお、精算時には請求書や領収書等の証憑書類は必須ですが、見積根拠資料は不要です。
旅費・日当	61	当社の業務従事者の人件費は経費に計上できませんが、日当は計上できますか?また、外部人材の人件費は経費に計上できますが、日当は計上できるのですか。	提案法人及び提案法人の補強、そして外部人材の「現地業務期間」の間は、JICAとの業務委託契約の中で日当を計上できます。
航空費	62	イエローカードが必要のない国での調査の場合、経費優先により、イエローカードを必要とする国へ経由しなくてはならなくなります。その場合は、イエローカードがいらないルート(乗り換え1回・高い)、イエローカードがいるルート(乗り換え2回・安い)どちらを選択すべきですか。	イエローカード取得の必要、不要に関わらず、最も経済的な経路での航空費にて申請ください。
航空費	63	経由地での宿泊の定義は、「午前 0 時以前に経由地に到着し、6 時間以上滞在した後、午前 0 時以降に出発する」こととするとありますが、経由地で 3 時間~5 時間程度の場合は通算フライト時間としてカウントして良いのでしょうか。	乗継待ちの時間は除きます。 経理処理(積算)ガイドラインの 20 頁をご参照ください。
航空費	64	現地で活動する外部人材(日本人)が本事業を主とする打ち合わせで帰国した場合は、その方の航空賃は往路のみ、復路のみ等であれば計上することが可能ですか。	目的が受注者内あるいは所属先との打合せの場合は、往復片道にかかわらず、計上できません。 一方、JICAとの打合せ又は日本での調査のため当該外部人材の日本渡航が不可欠な場合(最終的には契約交渉で確認します)は、計上可能です。
航空費	65	航空券の見積で、日本⇔対象国が 前提とされていますが、第3国在 住の外部人材がいる場合、日本に 帰らずに対象国へ行った方が合 理的ですが、その場合も日本から 対象国という経路で出さねばい けないのですか。	第3国在住の外部人材についても計上可能です。在住国を「日本」(出発地)に置き換えて進めていただきます。ただし、日本に寄る必要がない場合には日本からの渡航費の計上は不可です。日本で打合があったとしても必要性がなければ計上できません。経理処理(積算)ガイドラインの頁をご参照ください。

航空費	66	「復路の変更可能な正規チケット」とありますが往復変更可能というチケットは購入できないのですか。	往復とも変更可能な正規チケットでも、可です。現実には往路スケジュールを確定してから航空券を購入する場合が大多数であるため、経理処理(積算)ガイドラインでは復路の変更が可能という表現としております。
		見積を2社以上、というのは見積 作成時だけ必要なのですか、渡航 の際に毎回取る必要があります か。	契約締結後は、渡航毎に見積を取る必要はありません。
航空費	67	近畿地方に所在する会社が現地 渡航する際に、関西国際空港発現 地最寄空港のフライトがなく、成 田国際空港発のフライトに乗ら ざる得ない場合に、成田国際空港 発までの旅費を契約金額の中で 計上できますか。	計上できます。 なお、近畿地方の方が関西国際空港からのフライトに乗る場合の内国旅費は、経理処理(積算)ガイドライン24 頁の「表5【内国旅費の基準額(2017年8月現在)】」を ご確認ください。
支払方法	68	前払、部分払は契約締結時に明確 化されるのですか。	前払、部分払の希望があれば契約交渉時に伝えていただき、契約書は支払いについて明確化したうえで、契約締結となります。
現地再委 託	69	現地再委託の際は見積が必要ですか。	採択後に提出いただきます。3 社見積が望ましいですが、 2 社でも可能です。
現地再委託	70	現地再委託費で現地の大学に調査やデータの収集を依頼したいが、国立、私立に関わらず可能ですか。	私立・国立に関係なく可能です。
見積金額 内訳書・ 見積金額 内訳明細	71	見積金額内訳明細の人件費入力 方法について、業務従事者の名前 は全員記入しなければいけない のですか。	業務従事者名は基本的に入力する必要がありますが、応募段階では業務主任者及びチーフアドバイザー以外については、原則として、契約締結時までに確定させれば未定でも結構です。
見積金額 内訳書・ 見積金額 内訳明細	72	見積金額内訳書について、精算時 に費目間流用をするなどして内 容を変更することは可能ですか。	基本的に費目間流用は可能ですが、受注者裁量で変更可能な項目とそうでない項目があります。
輸送費	73	【案件化調査】 日本で生産した薬品を途上国で 試供する場合、経費の計上はどこ まで可能ですか。	案件化調査では往復輸送を原則としていますが、消耗品 に限り片道輸送を認めています。輸送費の計上は可能で すが、薬品製造原価の計上は不可です。
輸送費	74	【案件化調査】 資機材の輸送費を認めています が、カウンターパートに譲渡する 場合、片道のみの経費計上は可能 ですか。	往復計上が基本のため、片道のみでは経費計上は不可です。
輸送費	75	第三国(日本、事業実施国以外の国)から事業実施国に機材を輸送し、調査終了後に第三国に機材を持ち帰ることは可能ですか?機材については、第三国に所在する提案法人の子会社が所有する機材の輸送を想定しています。	原則としては日本からの調達を想定していますが、第三 国から資機材を調達することは可能です。ただし、第三 国への再持込みが可能かどうかは、第三国の関係法令等 の確認が必要です。
渡航費	76	外部人材が、事業対象国以外に渡 航した場合、渡航費の申請はでき ますか。	経理処理(積算)ガイドラインの18頁にある通り、事業対象国外への渡航は想定されておりませんので、経費計上の対象とはなりません。

本邦受入 活動	77	【案件化調査/普及・実証事業】 本邦受入活動費について、宿泊費 の経費計上は可能ですか。	経理処理(積算)ガイドライン 28 頁に記載の通り、宿 泊費の計上は不可です。航空賃と本邦受入活動業務費の み計上可になります。受入人数に関係なく、本邦受入日 数に規定額を乗じて費用算出します。
本邦受入 活動	78	【案件化調査/普及・実証事業】 相手国政府機関の職員の受入れ 研修を、日本でなく第三国で実施 することを検討していますが、可 能ですか。	原則、日本の技術や製品、ノウハウを想定した研修としております。第三国での研修が必要不可欠である場合は、 契約交渉時にその詳細を確認した上で判断します。
計上経費	79	【案件化調査】 5000万円枠の2000万円部分は機 材の輸送費のみが対象なのです か。	それ以外にも、機材の輸出及び効果確認に関わる各種調査経費も対象となります。
機材損料	80	【普及・実証事業】機材の性質上、譲与が困難な場合等はJICA所有とせず、提案法人が所有する機材に対しJICAが所有する機材に対りますが、可を支払う・・・」とあります貸回を担けなります。仮にこのが設はします。仮にと契約が、可能と理解ととなった場合を開入となった機器を購入となった機器を購入となった機器を購入となった機器を開入となった場合に、提出済み見積金額にした。同代を削除したう理解ではない。	相手国機関への譲渡が困難な場合は、 契約時に「損料扱い」とする旨を決めて頂きます。この場合は経理処理 (積算)ガイドライン 14~15 頁に沿って、本案件が終了するまでの間の損料を支払います。また、JICA との業務委託契約で購入し、普及・実証事業で使っている機材を販売することはできません。
機材所有	81	【普及・実証事業】 損料扱いの機材の所有権は提案 法人との理解で良いですか。	その機材が提案法人所有のものであれば、その通りです。
製造原価	82	【普及・実証事業】 「製造原価が真正なものであることについて説明できる責任者」とは、現地関連会社の責任者がこれに当たっている場合は、この者でよいですか。それとも申請会社所属者が押印すべきですか。	提案企業の製品であれば、提案企業から説明・押印願う こととなります。なお、現地関連企業は、別法人と考え ております。
製造原価	83	【普及・実証事業】 上記 間接労務費・間接経費の見 積り金額内訳書への記入で、「機 材様式(別紙明細)」に記入する こととなると思いますが、労務費 項目はあるものの、間接労務・間 接経費は購入費・工事費に含めて 記入すべきですか。	自社製品を原価で計上する際の見積書の記載方法に関する御質問であると理解します。 見積書(『見積金額明細』機材費積算表または『【別紙明細書】』)には、機材ごとに、単価の総額のみを記してください。間接労務費、間接経費等の原価構成要素それぞれの金額は、見積書ではなく見積根拠資料として御提示いただき、契約交渉の中で確認します。
製造原価	84	【普及・実証事業】 間接労務費・間接経費の配賦基準 は社内基準に基づいたものでよ いでしょうか。別途決まりがあり ますか。	製造原価の積算について、積算項目、書式等の決まりは ありませんので貴社基準を適用願いますが契約交渉時に は、その根拠を明示し説明願います。
製造原価	85	【普及・実証事業】 HDG (ハイデガス) セメント製造原価の要素は、次の範囲内と考えてよいですか? ①HDG 生成: 材料購入費 (a, b)及び輸送費(c)、加工費(d)	経理処理(積算)ガイドライン 16 頁に記載の「b)製造原価要素の積上に基づき製造原価を算定する方式」のとおり、一般に公正妥当と認められた会計基準である「原価計算基準」に合致した製造原価計算であることを説明頂いた後に、範囲内外を確認します。

	1	Τ -	
		②HDG セメント製造: 材料費(e)輸送費(f,g) 加工費(j)梱包費(n) ③製造に関わる(品質検査等)人件費(k,l)	
計上可否	86	【普及・実証事業】 HDG セメント製造後、キリバスまで輸出までの間、換気設備のある倉庫に保管しておく必要がありますがこの場合の保管料を見積りに計上できますか?また、保管倉庫の所有者が提案企業に所属している場合は(保管倉庫は個人名義)費用を計上できますか。	保管料を輸送費見積に含め計上できます。(CIF) また、 提案法人所有の倉庫であれば計上できませんが、明らか に別法人、個人所有であれば見積合わせの上、輸送費と して計上できます。
計上可否	87	【普及・実証事業】 HDG 使用のコンクリート工事に 先立ち、現地の砂を使った適正配 合を日本で検討する必要があり ます。その際、日本で実施する圧 縮試験強度、耐酸性試験、各種試 験等の資材を現地からの資材購 入・輸送費(海上輸送)として費 用を計上できますか。	本案件実施において必要不可欠な「試験」であれば現地からの資材購入・輸送費(海上輸送)は費用として計上できます。
計上可否	88	提案法人の本事業経費精算処理 業務等のために税理士等を外部 人材として委託し、人件費を払う ことができますか。	経費精算処理業務に外部人材が従事することは、基本的に想定していません。 理由は、①提案法人に経理業務の経験がないことは想定 困難であること、②本事業精算手続きは書式や事務作業 としては法人の通常経理とは異なるものの簿記等の知識 は要しないレベルであることによります。
計上可否	89	地域活性化に関する、大学との連携について伺います。ノウハウはないが、地元の大学との連携をする場合の費用計上できますか。	大学等との連携に関しては、大学側の人材に担当分野の ノウハウがないのであれば、外部人材として入ってもら う必要があるかどうかなどその妥当性を契約交渉で確認 致します。
計上可否	90	【普及・実証事業】 現地関連会社にて組立・施工する際に発生する直接労務費の計上基準は、「現地工事費」に記載のある「技術者を派遣する場合」と同じく、(【I.人件費】1)を計上する「人件費の【格付と基準月額が上れてでもない。(現地在住にしまうか。(現地在住にしまがますの場合の見積書でしたがます。)は表したの見積書でよいもの場合でよいもの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいと変には、 は、この見積書でよいもの見積書はようが出場は、またの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいもの見積書でよいますがあります。	格付 4 号基準月額は「上限」であり、これを上回らない 単価の範囲で、当該業務にかかる労務費として適正な金 額を計上してください。 金額の適正性については、根拠に基づいて契約交渉で 御説明をいただき、確認します。関連法人見積書に基づ く金額設定の場合も、同様にその適正性を確認します。

計上可否	91	【普及・実証事業】 事業内容上、通信キャリア、クラウドサーバー会社を利用することを想定しているが、これに必要な経費を計上可能ですか。	事業としての一貫性、必要性が認められる場合は、経費 として認められます。一方で、事業終了後の相手国政府 の後年度費用負担の可能性について、企画書で説明願い ます。
計上可否	92	【普及・実証事業】 第 3 国で製造した機器に対する 費用を含めることは可能ですか。 また、メンテナンスの費用も含め ることが出来ますか。	必要な機器を第3国から調達する場合も計上可能です。 案件終了までの間に関するメンテナンス費についても同じく計上可能です。